

令和 8 年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 市長は、本市への移住及び定住の促進並びに地域の活性化を図るため、市内に住宅を取得し、本市に移住する者に対し、予算の範囲内において令和 8 年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成 1 2 年結城市規則第 4 2 号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を用途とする建築物であって、自己の居住の用に供し、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有するものをいう。
- (2) 取得 新たに建設し、又は購入することにより住宅の所有権の保存又は移転の登記をすることをいう。
- (3) 定住 住所及び生活の拠点を本市の区域内に置き、本市の市民として長期間継続して居住する意思を持ち現に居住していることをいう。
- (4) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (5) 新築住宅 新たに建設された住宅で、人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して 1 年を経過したものを除く。）をいう。
- (6) 中古住宅 新築住宅以外の住宅をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者（第 3 号イ及び第 5 号から第 7 号までにあつては、同居の家族（当該補助対象者と同一の世帯に属する者全員をいう。以下同じ。）を含む。）とする。

- (1) 本市に転入した者であつて、当該転入した日（以下「転入日」という。）前 1 年以内又は転入日後 2 年以内に第 4 条に規定する補助対象住宅を取得したもの。ただし、補助対象住宅の取得は令和 8 年 4 月 1 日以降であること。
- (2) 転入日の直前 2 年間東京圏に住所を有していた者
- (3) 第 6 条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）において、次に掲げる要件の全てに該当する者
 - ア 本人又は同一世帯に属する配偶者が 3 9 歳以下であること。
 - イ 補助対象住宅の所在地に住所を定めていること。
- (4) 補助対象住宅に 5 年以上定住することを本市に誓約した者
- (5) 申請時において市税等の滞納がないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (7) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けることができない。

(1) 結城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項に規定する移住支援金の交付を受けているとき。

(2) その他市長が適当でないと認めるとき。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、専用住宅又は住宅部分の床面積が建築物の延床面積の2分の1以上の併用住宅で、市内に建設されたものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 補助対象住宅が新築住宅であるとき 30万円

(2) 補助対象住宅が中古住宅であるとき 10万円

2 前項の規定に加え、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める額を加算する。

(1) 子育て世帯加算 申請日において、平成20年4月2日以降に生まれた者が同一世帯に属しているとき 10万円

(2) 保留地購入加算 補助対象住宅の取得のために、本市の土地区画整理事業において公売する保留地を取得したとき(当該事業の施行者と売買契約を締結し、取得した場合に限る。) 10万円

3 補助金の額の上限は、補助対象住宅が新築住宅であるときは50万円、補助対象住宅が中古住宅であるときは30万円とする。

4 補助金の交付は、原則として一の補助対象住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、令和8年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者(同居の家族を含む。)の住民票の写し(続柄記載のあるもの)

(2) 本市への転入日の直前2年間の住所地が確認できる戸籍の附票又は住民票の除票の写し

(3) 定住誓約書(様式第2号)

(4) 市税等納付状況の確認に関する同意書(様式第3号)

(5) 補助対象住宅に係る登記事項証明書の写し

(6) 補助対象住宅に係る請負契約書又は売買契約書の写し

(7) 補助対象住宅の平面図の写し

(8) 補助対象住宅の検査済証の写し

(9) 保留地購入に関する契約書の写し(保留地購入加算を受ける場合に限る。)

(10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、転入日前に補助対象住宅を取得した場合にあっては転入日後1年以内、転入日後に補助対象住宅を取得した場合にあっては補助対象住宅を

取得した日から1年以内とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 申請日から5年以内に結城市から転出したとき。
- (3) 申請日から5年以内に補助対象住宅を譲渡し、貸し付け、又は取り壊したとき。
- (4) この要項の規定に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

(報告及び調査)

第9条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者及び交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

2 申請者及び交付決定者は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(庶務)

第10条 この要項に定める手続等については、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

結城市長 様

申請者 住 所.....

氏 名.....

生年月日.....

電話番号.....

令和 8 年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金交付申請書兼請求書

令和 8 年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金交付要項第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交付申請額兼請求額		万円	
以下、該当するものに☑を付けてください。			
☐	補助対象住宅が新築住宅であるとき	3 0 万円	
☐	補助対象住宅が中古住宅であるとき	1 0 万円	
☐	子育て世帯加算	1 0 万円	
☐	保留地購入加算	1 0 万円	
結城市への転入日		年 月 日	
補助対象住宅の取得日		年 月 日	
振 込 先	金融機関名		支店等名
	種類	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

【添付書類】

- (1) 申請者（同居の家族を含む。）の住民票の写し（続柄記載のあるもの）
- (2) 転入日の直前 2 年間の住所地が確認できる戸籍の附票又は住民票の除票の写し
- (3) 定住誓約書（様式第 2 号）
- (4) 市税等納付状況の確認に関する同意書（様式第 3 号）
- (5) 補助対象住宅に係る登記事項証明書の写し

- (6) 補助対象住宅に係る請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 補助対象住宅の平面図の写し
- (8) 補助対象住宅の検査済証の写し
- (9) 保留地購入に関する契約書の写し（保留地購入加算を受ける場合に限る。）
- (1 0) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第3条、第6条、第8条関係)

定 住 誓 約 書

令和8年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するに当たり、令和8年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金交付要項（以下「要項」という。）第3条及び第8条の規定に従い、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 私は、補助対象住宅に5年以上定住します。
- 2 私（同居の家族を含む。）は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 私（同居の家族を含む。）は、日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有しています。
- 4 私は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、交付された補助金を返還します。
 - （1）偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき 全額
 - （2）申請日から3年未満に結城市から転出したとき 全額
 - （3）申請日から3年未満に補助対象住宅を譲渡し、貸し付け、又は取り壊したとき 全額
 - （4）申請日から3年以上5年以内に結城市から転出したとき 半額
 - （5）申請日から3年以上5年以内に補助対象住宅を譲渡し、貸し付け、又は取り壊したとき 半額
 - （6）この要項の規定に違反し、又は市長の指示に従わないとき 全額

年 月 日

結城市長

様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日

結城市長 様

申請者 住 所
氏 名（署名）
生年月日 年 月 日

市税等納付状況確認に関する同意書

令和 8 年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金を申請するに当たり、私及び同居の家族
の下記の納付状況を確認することに同意します。

記

- ・市 県 民 税（森 林 環 境 税）
- ・固 定 資 産 税（都 市 計 画 税）
- ・軽 自 動 車 税
- ・国 民 健 康 保 険 税
- ・介 護 保 険 料
- ・後期高齢者医療保険料

上記市税等の確認について同意するとともに、内容確認等についても申請者に委任し
ます。

※同居の家族の署名及び生年月日記入欄

_____ 年 月 日生	_____ 年 月 日生
_____ 年 月 日生	_____ 年 月 日生
_____ 年 月 日生	_____ 年 月 日生

上記の申請者については、 市税等の滞納が ない ことを確認しました。
ある

年 月 日	
課 名	収 納 課
職 氏 名	

第 号
年 月 日

様

結城市長

令和 8 年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 8 年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、令和 8 年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金交付要項第 7 条の規定により、通知します。

記

- 1 補助金額 円
(内訳)
- 2 結城市は、令和 8 年度結城で暮らそう住宅取得応援補助金交付要項の規定に基づき、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還請求を行う場合があります。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき 全額
 - (2) 申請日から 3 年未満に結城市から転出したとき 全額
 - (3) 申請日から 3 年未満に補助対象住宅を譲渡し、貸し付け、又は取り壊したとき 全額
 - (4) 申請日から 3 年以上 5 年以内に結城市から転出したとき 半額
 - (5) 申請日から 3 年以上 5 年以内に補助対象住宅を譲渡し、貸し付け、又は取り壊したとき 半額
 - (6) この要項の規定に違反し、又は市長の指示に従わないとき 全額
- 3 結城市は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、必要な報告を求め、又は調査する場合があります。報告及び調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、補助金の返還請求を行う場合があります。
- 4 当該補助金は、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の第 34 条に規定される「一時所得」に該当します。その他の所得と合算し、確定申告が必要となる場合があります。詳しくは、税務署にご相談ください。

N o

--	--	--	--	--	--